

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 47 金利スワップの特例処理

今回は金利スワップについて、「金融商品に関する会計基準（以下、本会計基準）」等に基づいて解説いたします。

1.金利スワップの意義と原則的な処理

金利スワップとは、同一通貨で、異なる金利（固定金利と変動金利など）を取引の当事者間で交換する取引です。

一般的に、金利の上昇リスクや低下リスクをヘッジする目的で利用されています。

当該取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理します。

これは、投資者及び企業双方にとって意義を有する価値は当該正味の債権又は債務の時価に求められると考えられるためです（本会計基準 25 項、88 項）。

2.金利スワップの特例処理

金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、以下の要件をすべて満たす場合には金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができます（本会計基準注 14、「金融商品会計に関する実務指針」178、「金融商品会計に関する Q&A」Q58）。なお、売買目的有価証券及びその他有価証券は特例処理の対象とはなりません。

（1）金利スワップの想定元本とヘッジ対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致していること。（いずれかの 5%以内の差異であれば、ほぼ同一であると考えられます）

（2）金利スワップとヘッジ対象資産または負債の契約期間及び満期がほぼ一致していること。

(差異日数が金利スワップ又はヘッジ対象資産又は負債の契約期間又は満期のいずれかの5%以内であればほぼ一致していると考えられます。)

(3) ヘッジ対象資産または負債の金利が変動金利である場合、基礎となっているインデックスがほぼ一致していること。

(ヘッジ取引開始時の直近の状況により「ほぼ一致」かどうかを判定すべきものと考えられます。直近の一定期間について両者が高い相関関係を示していることが確認されている場合、ほぼ一致しているものとして扱うことができます。)

(4) 金利スワップとヘッジ対象資産または負債の金利改定のインターバル及び金利改定日がほぼ一致していること。

(金利改定日及びインターバルの差異は最大でも3ヶ月以内の差異でなければ、ほぼ一致しているとはいえないと考えられます。)

(5) 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること。

(6) 金利スワップに期限前解約オプション等が存在する場合、ヘッジ対象資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するためのものであること。

なお、以上の(1)～(6)の要件をすべて満たしていなくても、ヘッジ会計の要件を満たしている場合、特例処理は適用できませんが、繰延ヘッジの方法によりヘッジ会計は適用できます。

(2013/11/11号より)